

事務連絡
平成17年6月14日

各所属所長 様

公立学校共済組合高知支部事務局長

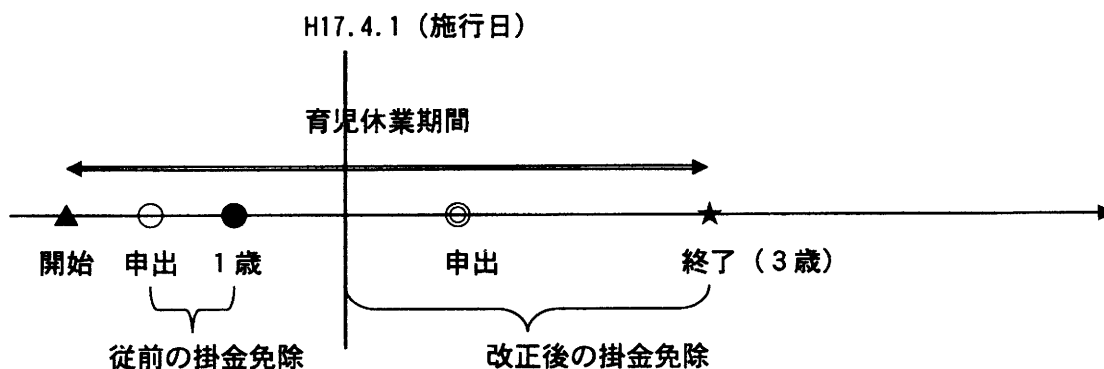
育児休業の期間に係る掛金免除の申し出の手続きについて（補足説明）

このことについて、平成17年6月9日付け事務連絡「育児休業手当金及び育児休業の期間にかかる掛金の特例の取扱いについて」を通知（同封）しましたが、当該文書内Ⅱの1の手続きについては下記のとおりとなりますのでよろしくお願いします。

記

＜事例1＞施行日前に子が1歳に達する場合

〔 施行日前に育児休業を取得し、施行日前に子が1歳に到達。
施行日以後も引き続き育児休業を取得している場合 〕



【手続き】

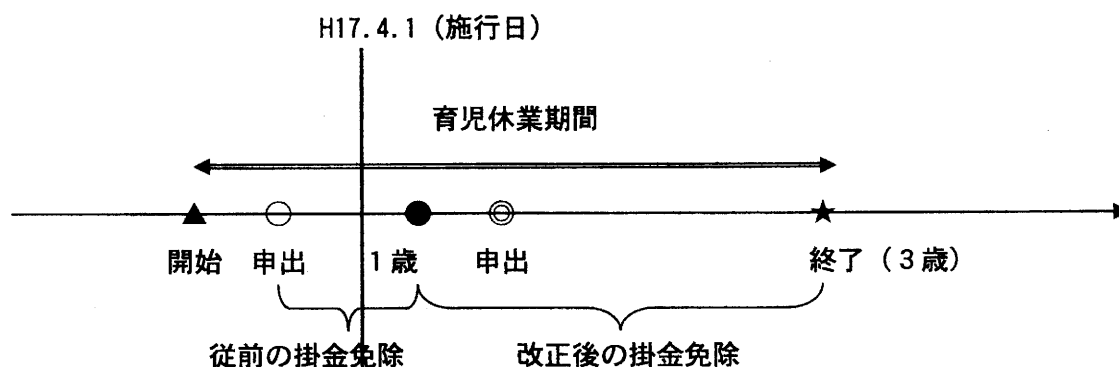
規定上、「施行日以後」は改正法の適用を受けることになります。

当事例に該当する組合員は、**7月末日**までに申出書を提出してください。

なお、申出日は平成17年4月1日以降の実際に提出する日を記入してください。

＜事例2＞施行日以後に子が1歳に達する場合

施行日前に育児休業を取得し、施行日以後に子が1歳に到達。
施行日以後も引き続き育児休業を取得している場合。



【手続き】

規定上、「子の1歳の誕生月以後」は改正法の適用を受けることになります。

当事例に該当する組合員は、「子の1歳の誕生月」の初日以降速やかに申出書を提出してください。（できる限り月末までに提出してください。）

なお、申出日は「子の1歳の誕生月」の初日以降の実際に提出する日を記入してください。

※ 今回の法改正では、「申出書を提出することにより、育児休業を開始した日の属する月から掛金免除を開始する。」こととなりますが、施行日以後の掛金免除処理については給与情報に基づいて行っておりますので申し添えます。